

収入に関する報告書

法テラス埼玉

御中

年 月 日

弁護士・司法書士

印

申込者名

申込者（配偶者）の資力を証明する資料の提出が困難な事情があるため、民事法律扶助業務運営細則第20条第1項第3号に基づき、資力を証明する書類に代えて以下のとおり報告いたします。

申込者の資力証明に代えて

配偶者の資力証明に代えて

○ 現在の収入状況（勤務先等も含め詳しく記入してください。）

月収

円

年間賞与

円

○ 資力を証明する資料を提出できない理由